

郵送
受付

立川市 中小事業者緊急家賃支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が著しく減少している中小企業・個人事業主（以下「中小事業者」という。）を支援するため、要件に該当する中小事業者に、4月・5月分家賃相当額の2分の1（1事業所あたりの限度額40万円、複数事業所の場合は最大200万円）を支給します。

受付
期間

令和2年

6月1日(月)～8月31日(月) (消印有効)

支給
金額

令和2年4月分と5月分の家賃相当額の2分の1（1,000円未満切捨て）

1事業所あたり上限40万円

※複数事業所の場合は最大200万円

対象者

次の1～6の全ての要件を満たす中小事業者※1

- 1 立川市内で事業所等を賃借し、令和2年4月又は5月に支払うべき家賃が発生している
- 2 本支援金申請時点で、当該事業所等で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意向である
- 3 経済産業省の定める中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）の指定業種を主たる事業として営んでいる
- 4 「立川市契約における暴力団等排除措置要綱」第2条第3号に掲げる暴力団又は同条第4号に掲げる暴力団員等でない
- 5 市税を滞納していない（徴収猶予の適用を受けている場合は除く）
- 6 令和2年3月～5月のいずれかの月の売上高等が前年同月比で50%以上減少している、もしくは同年3月～5月の3か月の売上高等の合計が前年同月比で30%以上減少している（創業1年未満や店舗・業容拡大等により、前年同月と比較できない場合はご相談ください）

※1 本支援金の対象となる中小事業者とは、中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる法人または個人（下表）、中小企業信用保険法第2条第1項第5号に掲げる医業を主たる事業とする法人及び同項第6号に掲げる特定非営利活動法人をいいます。

主な業種	資本金または出資金額／従業員数
製造・建設・運輸業、その他	3億円以下／300人以下
卸売業	1億円以下／100人以下
サービス業	5千万円以下／100人以下
小売業	5千万円以下／50人以上

申請 方法

郵送受付

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)

「料金受取人払」の様式を封筒に貼っていただければ、切手は不要です。

《宛先》 〒190-8666 立川市泉町 1156-9

立川市役所産業観光課 中小事業者緊急家賃支援事業担当

必要書類

①	中小事業者緊急家賃支援金交付申請書
②	申請内容確認書
③	誓約書兼同意書
④	事業を営んでいることがわかる証明書類 【法人】履歴事項全部証明書（取得後3か月以内。写し可。） 【個人事業主】確定申告書の写し（令和元年分） ※令和2年1月以降創業のため確定申告書がない場合は開業届
⑤	支援金の対象となる事業所等の賃貸借契約書の写し ※貸主と借主の氏名・押印、月額賃料、対象物件の記載があるもの
⑥	振込先の通帳の写し （金融機関、支店、口座番号、口座名義人、名義人のフリガナが確認できるもの） ※申請者と口座名義人は同一であること
⑦	②の申請内容確認書に記載されている売上高等が確認できる資料 ※物件が自宅兼事業所の場合は、事業所部分のみが支援金の対象になります。その場合はご相談ください。
⑧	申請時チェックリスト

注意事項

- 書類や申請内容に不備等がなければ、**申請受理から指定口座への入金まで概ね2週間程度**を見込んでいます。申請者には「中小事業者緊急家賃支援金交付（不交付）決定通知書」を送付します。
- 申請書類に不足や誤りがある場合、書類の追加提出を求める場合があります。また、入金まで時間を要するため、事前に「**申請時チェックリスト**」を利用して申請内容の確認を行ってください。
- 問い合わせが多く寄せられております。お問い合わせいただく前に、別紙の「よくあるお問い合わせ」をご覧ください。

【問い合わせ先】

立川市新型コロナウイルス感染症総合コールセンター
☎042-523-2111【午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日含む）※オペレーターに「新型コロナウイルス感染症総合コールセンター」とお伝えください。

申請書等の様式は立川市ホームページからダウンロードできます。

